

2020年7月7日 全5頁

自筆証書遺言書の保管制度の適用開始

2020年7月10日から適用開始

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2020年7月10日から、自筆証書遺言書を法務局に保管することができる制度（自筆証書遺言書の保管制度）の適用が開始される。本制度により、自宅で自筆証書遺言書を保管する場合に、紛失したり、相続人によって改ざんされたりするリスクを回避できる。
- 遺言者の死亡後、相続人等は法務局に対して、遺言書の閲覧や、遺言書の内容を証明する「遺言書情報証明書」の交付を請求できる。相続人等の一人がこれらの請求をした場合、法務局から他の相続人等に対して遺言書を保管していることが通知される。
- 自筆証書遺言書は開封する際、原則として、家庭裁判所で相続人の立会いの下、相続人に対し遺言書の存在とその内容を知らせる「検認」と呼ばれる手続きが必要である。しかし、本制度を利用する場合、検認は不要である。

1. 自筆証書遺言書の保管制度の創設

(1) 本制度の創設前の問題点

自筆証書遺言は、公証役場に保管される公正証書遺言と異なり、遺言書の保管場所に決まはない。一般的には遺言者本人の自宅に保管されていることが多いようだ。これには、遺言書の存在やその内容を秘密にできるなどのメリットがある。

その反面、デメリットもある。例えば、相続開始後にいざ遺言書を開いたところ、遺言書の署名押印がないなどの方式の不備が見つかった場合や、遺言書を保管していた自宅に相続人の1人が同居していたところ、遺言書の内容がその相続人に極端に有利であったなど、改ざんを疑わせるような状況がある場合には、遺言書の有効性を巡って争いとなる。他にも、遺言書が見つからないまま遺産分割がされてしまったなど、遺言書を巡って後日のトラブルが起りやすい。

(2) 自筆証書遺言書の保管制度の創設

相続法改正と同時に2018年7月6日に成立した「法務局における遺言書の保管等に関する法

律」(遺言書保管法)により、自筆証書遺言書(原本)を法務局に保管する制度が創設された¹。2020年7月10日から保管が可能であり、同年7月1日から手続きの予約が可能になっている。

自筆証書遺言書の保管制度では、遺言者が自筆証書遺言書を住所地・本籍地等を管轄する法務局に保管できる。公正証書遺言や秘密証書遺言は本制度の対象とはならない。なお、本制度を利用せず、従来通り、自宅等で保管することも可能である。

保管申請時に法務局が自筆証書遺言書を外形的に確認するため、形式的に無効となるリスクは小さい。しかし、法務局は内容が適法・有効かの審査まで行うわけではなく、自筆証書遺言書が無効となるリスクが完全に排除されるわけではない。

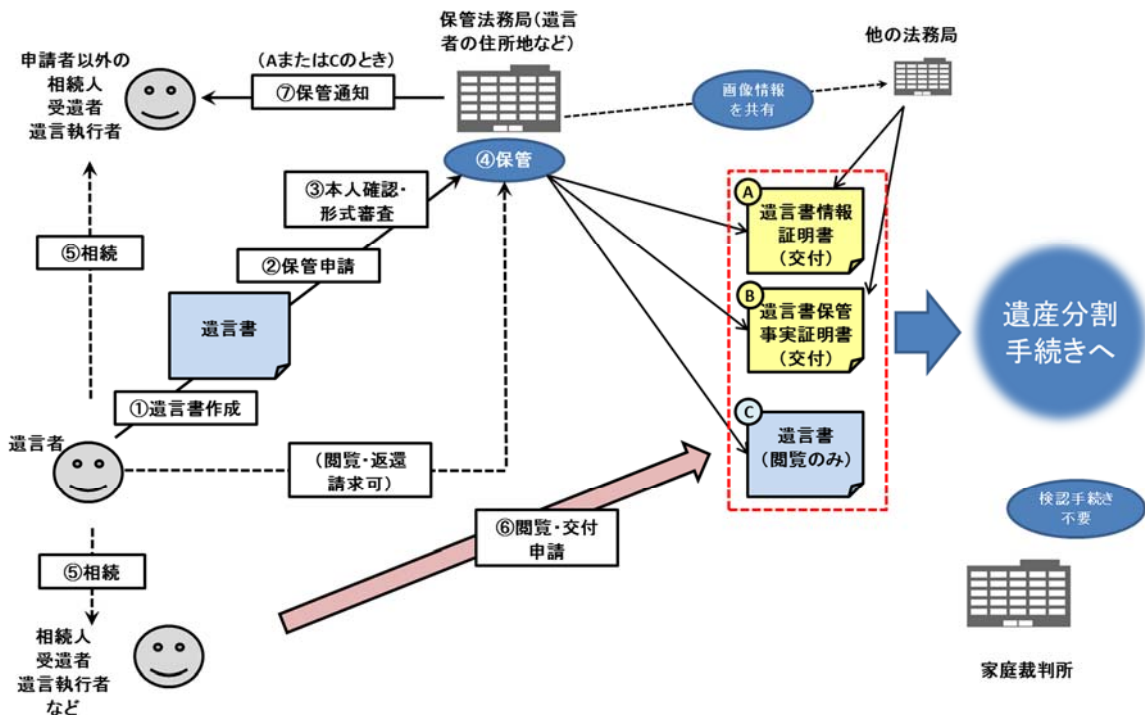
法務局では、遺言書原本を保管するとともに、その画像データを法務局間で共有する。

遺言者の死亡後、相続人等は相続手続きを行うため、遺言書を保管している法務局に対して「原本」の閲覧が請求できる。「画像データ」を法務局に設置してある端末のモニター画面上で閲覧する方法であれば、どの法務局に対しても請求できる。さらに、どの法務局に対しても、遺言書の内容を証明する「遺言書情報証明書」(遺言書の画像データ含む)の交付を請求できる。

相続人等の一人が、遺言書の閲覧や遺言書情報証明書の交付を請求した場合、他の相続人等の手続き確保のため、法務局から他の相続人等に対して遺言書を保管していることが通知される。

自筆証書遺言書の保管制度の手続きの流れは、図表1のようになる。

図表1 自筆証書遺言書の保管制度の手続きの流れ(イメージ図)



(出所) 法令を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ 本制度について法務省ウェブサイト (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) 参照。

2. 本制度を利用する場合の手続き

自筆証書遺言書の保管制度を利用する場合、以下の手続きが必要である（①～④は図表1に対応）。

①自筆証書遺言書の作成

遺言者はまず自筆証書遺言書を作成する。自筆証書遺言書は本来、様式や封印の有無は自由だが、保管制度の対象となる自筆証書遺言書は、封をしてはならず、所定の様式で作成しなければならない。具体的には、A4用紙を用い、縦置きの場合、上5ミリメートル以上、下10ミリメートル以上、左20ミリメートル以上、右5ミリメートル以上余白をあげた上で、片面のみに記載し、各ページにページ番号を記載しなければならない（縦置きか横置きかは問わない）。数枚にわたる場合でもホチキス止めはしない（遺言書保管法4条2項、法務局における遺言書の保管等に関する省令9条、第一号様式）。

②遺言者による保管申請

遺言者が、法務局のうち、法務大臣によって指定されているもの（法律上は「遺言書保管所」と規定）に、自筆証書遺言書（原本）と申請書・添付書類等を持参し、保管申請をする。保管の申請ができるのは、以下のいずれかを管轄する法務局である。

- ・ 遺言者の住所地
- ・ 遺言者の本籍地
- ・ 遺言者が所有する不動産の所在地

この申請は必ず遺言者本人が法務局に出頭して行う必要があり、代理人による申請はできない（遺言書保管法4条6項）。

添付書類として、本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3カ月以内）が必要なほか、運転免許証等の本人確認書類も持参する必要がある。申請手数料は、その後の保管年数に関係なく、遺言書1通につき3,900円である（手数料は2020年6月末時点の額）。

③法務局による（外形的な）確認

法務局では遺言者の本人確認と遺言書の外形的な確認をする（内容についての審査は行わない）。ここで日付の記載や署名・押印の有無、本文部分が自書されているかなどがチェックされる。チェック後、遺言者の氏名、出生年月日、法務局の名称及び保管番号が記載された保管証が交付される。

④法務局での保管

法務局で原本が保管されるとともに、遺言書の画像情報が法務局間で共有される。

遺言者は住所等や受遺者・遺言執行者に変更が生じたときは、速やかに、その旨を法務局に届

け出る必要がある（法務局における遺言書の保管等に関する政令3条）。遺言者はいつでも、遺言書を保管している法務局から保管している遺言書を返してもらうことができる（保管の申請の撤回）（遺言書保管法8条）。なお、保管の申請の撤回をしたからといって、その自筆証書遺言書の効力には影響はない。

3. 本制度を利用した場合の相続人等の手続き

自筆証書遺言書の保管制度を利用している場合、遺言者の死亡後、手続きの流れは以下のようになる（⑤～⑦は図表1に対応）。

⑤相続開始

遺言者が死亡して相続が開始する。

⑥相続人等による遺言書保管事実証明書の交付等の請求

遺言者の相続人等は、法務局に対して以下④～⑥の請求ができる（遺言書保管法9、10条）。遺言書原本の返還の請求は認められていない。また、これらの請求ができるのは、遺言者が死亡している場合に限られる。

④遺言書情報証明書の交付

⑤遺言書保管事実証明書の交付

⑥遺言書の閲覧

上記のうち、④遺言書情報証明書は、遺言書の内容や保管情報などを証明する書面であり、遺言書の画像データが含まれる。

一方、⑤遺言書保管事実証明書は、遺言書が保管されているか否かを証明する書面であり、保管されている場合でも遺言書の内容は記載されない。

また、その遺言書の相続人、受遺者、遺言執行者等でない者が遺言書保管事実証明書の交付を請求しても、その請求人が相続人等に該当する遺言書は保管されていない旨の証明書が交付されるだけであり、遺言書が保管されているか否かは分からない。

④～⑥の請求ができるのは、遺言者の相続人のほか、受遺者、遺言執行者などである²。それぞれ、交付や閲覧の請求書に所定の書類を添付し、手数料を支払って請求する。手数料は、④が1通あたり1,400円、⑤が1通あたり800円、⑥は原本の閲覧の場合1回あたり1,700円、モニター画面による閲覧の場合1回あたり1,400円である（手数料は2020年6月末時点の額）。

² ⑤遺言書保管事実証明書は、法律上は「何人も」交付を請求できると定められている（遺言書保管法10条）。ただし、保管の確認を行った遺言書が、請求人が相続人、受遺者、遺言執行者等に該当する遺言書でなければ、遺言書が保管されていても、請求人が相続人等である遺言書は保管されていない旨の証明書が交付されるだけである。

相続人等は、これらにより遺言書の存在や内容を確認して相続手続をすることができる。㉔のうち、原本の閲覧は原本を保管している法務局に対してしか請求できないが、㉑㉒及び㉔のうちモニター画面による閲覧は、どの法務局に対しても請求できる。

⑦他の相続人等への通知

相続人等の1人が㉑または㉔の請求をした場合、法務局から他の相続人・受遺者・遺言執行者に対して、遺言書を保管していることが通知される（遺言書保管法9条5項）（㉒の請求をした場合は、通知はなされない）。この通知により、遺言書の利害関係者に対しても、遺言書があることが明らかになる仕組みになっている。

4. 検認手続きの不適用

自筆証書遺言書は、原則として家庭裁判所による「検認」が必要である。検認とは、相続人の立会いのもと、相続人に対し遺言書の存在とその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など、遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続である（遺言の有効・無効を判断する手続ではない）。検認の申し立てには、遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本と相続人全員の戸籍謄本の提出が必要である。

一方、本制度を利用した場合の自筆証書遺言書には検認は不要であり、実務上の負担軽減が期待される。

ただし、相続人等が㉑遺言書情報証明書の交付や㉔遺言書の閲覧や請求をする場合、図表2の書類を法務局に提出する必要がある。法定相続情報一覧図の写し、又は、遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本と相続人全員の戸籍謄本等を提出しなければならず、書類の準備の点では必ずしも負担が軽減されるわけではない。

図表2 ㉑遺言書情報証明書の交付や㉔遺言書の閲覧の請求の添付書類（※1）

- | |
|---|
| <p>◆法定相続情報一覧図の写し（※2）（住所の記載があるもの）を持っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉑法定相続情報一覧図の写し（住所の記載があるもの） <p>◆㉑を持っておらず、法定相続情報一覧図の写し（住所の記載がないもの）を持っている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉑法定相続情報一覧図の写し（住所の記載がないもの） ㉒相続人全員の住民票の写し（作成後3カ月以内） <p>◆㉑㉒を持っていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉒相続人全員の住民票の写し（作成後3カ月以内） ㉓遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍（除籍）謄本 ㉔相続人全員の戸籍謄本 |
|---|

（※1）相続人が請求する場合の添付書類。

（※2）戸籍に基づいて、被相続人の法定相続人が誰かを法務局の登記官が証明したものを。交付を受けるためには、相続人は登記所に被相続人の出生から死亡までの戸籍関係の書類等を提出しなければならない。

（出所）法令等を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

（以上）